

地方創生に係る包括連携協定書

(疑義の解決)

第5条 この協定に定めの無い事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して定める。

庄原市（以下「甲」という。）と株式会社広島銀行（以下「乙」という。）は、地方創生の実現に向けて、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書を2通作成し、甲乙双方署名・押印の上、各々1通を保有する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地方創生に係る様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、地方創生の実現を図ることを目的とする。

平成28年8月3日

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力し、取り組むものとする。

- (1) 庄原市における起業支援及び雇用創出に関すること
- (2) 庄原市への移住及び定住の促進並びに空き家対策支援に関すること
- (3) 結婚・出産・子育て支援に関すること
- (4) 安心安全な地域づくり及び地域連携に関すること
- (5) その他庄原市における地方創生の推進に関すること

甲 広島県庄原市

庄原市長

木山耕之



乙 株式会社広島銀行

代表取締役頭取

池田晃治



2 甲と乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了1カ月前までに、甲・乙いずれからも解約の申し出が無い場合は、この期間は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(情報保護)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実現するにあたり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。